

26 日ガス工第 8 号

2026 年 4 月 28 日

全国 LP ガス協会殿
関係 LP ガス団体殿

日本ガスメーター工業会
石油ガスメーター部会



業務用マイコンメーターとガス警報器の連動のお願い

拝啓

貴下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は弊工業会の活動にご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

業務用マイコンメーターでは、ガス警報器との連動が原則となっております。ガス警報器を設置しただけでマイコンメーターと連動しない場合には、警報が発せられたときに近くに人がいないと何も対処できません。そのため、長期に使われていない店舗などで万一ガス漏れが発生しガス警報器が警報を発した場合でも、連動していなければガスを止めることはできず、大事故に至る可能性があります。マイコンメーターとガス警報器が連動していれば、無人であっても、マイコンメーターがガス警報器からの警報を受け自動でガスを遮断しますので、事故に至ることを未然に防ぐことができます。また、DA アダプターに関しましては、燃焼器が屋外にのみ設置されている場合にガス警報器に代わり DA アダプターを接続することは差し支えございませんが、燃焼器が屋内にある場合には、保安確保の観点より、ガス警報器を接続して頂きますようお願いいたします。

つきましては、全国 LP ガス協会殿並びに関係団体殿におかれましては、LP ガス販売事業者様に改めてガス警報器連動の必要性をご周知いただき、保安の確保を引き続きご推進いただきますようお願い申し上げます。

敬具